

広報

# さわまき

2018 February

2

No.491

平成30年2月



寒さに負けず走り出す

## 第47回 元旦マラソン大会

※関連記事20ページ

今年も晴れやかに

坂城町内外に残る江戸時代から昭和までの雛人形を一堂に集め、第3回「坂城のお雛さま」を開催します。現代の吊るし飾りも数多く展示し、様々なイベントも開催します。皆さんのお越しをお待ちしています。

# 坂城のお雛さま

ひな

江戸から昭和まで

開催期間

2月17日(土)～3月25日(日)

会場

坂木宿ふるさと歴史館  
鉄の展示館

開館時間

両会場とも午前9時～午後5時

入館料

※最終入館は午後4時30分まで

坂木宿ふるさと歴史館：100円  
鉄の展示館：400円

※両会場とも中学生以下は無料

※鉄の展示館入館後の坂木宿ふるさと歴史館

入館料は無料

坂木宿ふるさと歴史館入館後の鉄の展示館

入館料は300円

## イベント

### 1 坂木宿とお雛さまをめぐるガイドツアー

日時 会期中の毎日曜日  
午前10時～正午

集合場所 坂木宿ふるさと歴史館  
(受付…午前9時30分から)

案内 坂木宿ふれあいガイド  
参加費 400円(入館料)

### 2 抹茶接待(無料)

坂城駅前の活性化を進めている「にぎわい坂城」の皆さんによる抹茶の振る舞いがあります。

日時 会期中の毎日曜日  
午前10時～午後3時

場所 坂木宿ふるさと歴史館(入館料必要)

### 3 刀の鑑賞体験

鉄の展示館所蔵の真剣を、実際に手にとって鑑賞します。

日時 会期中の毎日曜日(3月18日を除く)  
午前9時～午後4時

場所 鉄の展示館(入館料必要)

# 国民年金のお知らせ

平成30年度の保険料は  
月額16,340円

◎問い合わせ先 長野南年金事務所国民年金課 ☎026-227-1287  
住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122) 直通75-6204



## 国民年金の納付について

### 口座振替やクレジットカード納付が便利

保険料の納付は、納め忘れのない「便利・確実・安心」な口座振替等のご利用をおすすめしています。また、口座振替等でまとめて前払い(前納)すると保険料が割引されます【下表参照】。

口座振替の申込、振替・納付方法の変更は、年金手帳・預金通帳・口座届出印を持参して役場、年金事務所、金融機関などで手続きをしてください。なお、保険料の一部免除の承認を受けている方は、口座振替等の前納・早割はご利用できません。

## 前納割引制度

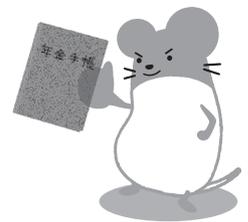
前納割引は、口座振替やクレジットカード、または納付書により、下表の方法で納付する場合に適用されます。なお、平成30年度の割引額は2月下旬に決定されます。(下表では、参考として29年度の年額及び割引額を記載しています。)

口座振替、クレジットカード  
による前納の申込期限 **2月28日(水)**

### 口座振替で納付する場合

【参考】平成29年度の保険料は月額16,490円

振替方法	振替日(30年度)	年額(29年度)	割引額(29年度)
2年前納	平成30年5月1日	378,320円	15,640円
1年前納	平成30年5月1日	193,730円	4,150円
6か月前納	【上期】平成30年5月1日 【下期】平成30年10月31日	97,820円×2回	1,120円×2回
当月末(早割)	納付当月末	16,440円(月額)	50円(月額)



### 納付書(現金払い)で納付する場合

納付方法	納付期限(30年度)	年額(29年度)	割引額(29年度)
2年前納	平成30年5月1日	379,560円	14,400円
1年前納	平成30年5月1日	194,370円	3,510円
6か月前納	【上期】平成30年5月1日 【下期】平成30年10月31日	98,140円×2回	800円×2回

※早割のお取り扱いはありません。  
※2年前納の納付書は申込が必要です。

### クレジットカードで納付する場合

昨年より、クレジットカード納付による前納割引制度が始まりました。また、割引額は納付書(現金払い)と同額です。

## 被保険者の方の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

日本年金機構では、今後、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名の届出や添付書類の省略など、利便性の向上を図るためにマイナンバーを確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

# ふるさと納税寄附金 お礼の品協力事業者を募集しています

坂城町では、ふるさと納税をされた方に対し、特産品などのお礼の品を送っています。  
 これまで23の事業者様から、合計112種類の特産品を出品していただいています。  
 新たに地域の魅力発信にご協力いただける事業者様の応募をお待ちしています。



- ・お礼の品の代金、配送費用は町が負担しますので、事業者様の収益につながります。
- ・ふるさと納税専門サイトに商品などを掲載しますので、事業者様のPRができます。
- ・寄附者への商品発送時に、自社のパンフレットを同封できます。



以下の応募要件を全て満たすことが必要です。

- 事業者**
- ・各種法令などに基づいた生産、製造及び販売を行っていること。
  - ・本社(本店)、支社(支店)、事業所などが町内にある法人、団体又は事業者であること。
  - ・町税などの滞納がないこと。
  - ・代表者などが、法令に規定される暴力団の構成員などでないこと。



- お礼の品**
- ・坂城町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品などであること。
  - ・町内で生産、製造及び加工されているものなどであること。
  - ・品質及び数量の安定した供給ができること。(期間・数量を限定して供給できるもの可)
  - ・飲食物の場合は、商品到着後5日以上賞味期限が設けられていること。
  - ・体験型サービスなどイベントを提供する場合は、1年間以上有効期限を有すること。

**興味がある方、詳しく内容を聞いてみたい方は、お気軽にお問い合わせください。**

◎申込・問い合わせ先 企画政策課企画調整係 ☎82-3111 (内線 224) 直通 75-6211

## 商業店舗リフォーム補助金

「坂城町商業店舗リフォーム補助金」は、商業の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、町内の空家、空店舗、空倉庫などを活用した新たな店舗の出店や、町内で商業を営む既存の店舗などのリフォームを支援するものです。

今年度は、新規出店が1件、リフォームが3件採択されました。

### ■ 新規出店

店舗名	事業内容	総事業費	補助金額
TAC—mediaworks	・天井、壁、床のリフォーム	840千円	500千円 (予定)

### ■ 既存店舗のリフォーム

店舗名	事業内容	総事業費	補助金額
有限会社 小山牛肉店	・店舗入口の段差解消工事	900千円	500千円
鳥千	・店舗内トイレのリフォーム	1,010千円	500千円
こっくどーる	・宴会場、厨房の環境改善工事	960千円	500千円 (予定)



※現在事業実施中の事業所を含みます。

◎問い合わせ先 産業振興課商工観光係 ☎82-3111 (内線153) 直通75-6207

## SNSによる情報発信・集客戦略セミナー

「日本一やさしいSNS(※)活用教室」を主宰する小島みどり氏、そして、SNSを戦略的に取組み、胡蝶蘭ビジネスを成功させるなど、ソーシャルメディア活用の実践者である吉田茂氏をお招きし、SNSを効果的に使った商品・イベント情報等の発信・集客についてのセミナーを開催します。

SNSはここ数年の急激な普及により、イベントマーケティングにも活用され、その在り方は進化し続けています。イベントマーケティングへのSNS活用は、より多くの顧客への拡散やブランド好意度の引き上げなど、さまざまな効果を狙うことができます。大勢の皆さんのご来場をお待ちしています。

(※) ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。主なものに、Twitter、Facebook、Instagram、LINE など。

<b>日時</b>	2月22日(木) 午後6時～8時	<b>場所</b>	坂城テクノセンター 2階研修室
<b>講師</b>	小島みどり氏、吉田茂氏	<b>参加費</b>	無料
<b>申込み</b>	電話、FAX、e-mailのいずれかにより <b>事前申し込み</b> をお願いします。		
<b>主催</b>	埼玉工業大学、公益財団法人さかきテクノセンター		



・小島みどり氏  
【SNS活用教室主宰】

日本一やさしいSNS教室を開催。パソコンやスマホが苦手でも出来る、安心・安全なSNS集客術を伝授。



・吉田茂氏  
【㈱オーキッドプレミアム】

SNSを戦略的に取組み、胡蝶蘭ビジネスを成功させるなど、ソーシャルメディア活用の実践者。

◎問い合わせ先 (公財) さかきテクノセンター ☎82-0001  
FAX: 82-0002 e-mail: techno@sakaki-tc.or.jp

☆本セミナーは、文部科学省の地域中核人材養成プロジェクトの一環で開催します☆

### 役場庁舎に

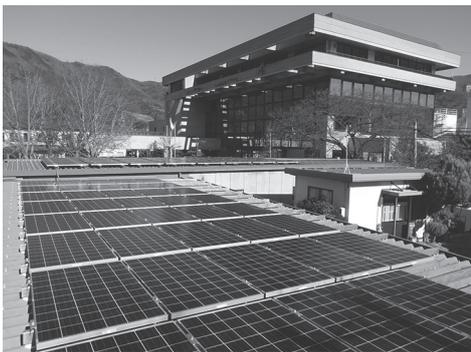
## 太陽光発電設備を導入しました

町では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトとして「坂城スマートタウン構想」を掲げて、「創・蓄・省エネ」に取り組む環境整備を進めています。

このたび、「坂城スマートタウン構想」の一環として、環境省の「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金」を活用し、役場庁舎に再生可能エネルギー(太陽光)発電設備を導入しました。

役場前庭車庫上に太陽光パネルを設置し、発電された電気は、状況に応じて庁舎内での電力利用や蓄電池への充電に振り分けられます。最大約20kWの発電を見込んでおり、発電量は庁舎1階に設置したモニターでご覧いただくことができます。

通常時は発電による役場庁舎の省エネルギー化を実現するとともに、災害などによる停電時には、蓄電池からの電力供給により、庁舎の必要な機能を確保するといった防災面でも重要な役割を担っています。



▲発電量などを確認できるモニター

▶太陽光パネル

下のチェック表を参考に確認してみましょう！！

坂城町地域包括支援センターからのお知らせ

## 「高齢者に関する心配ごと」 「介護保険の申請に関すること」

は悩まずにご相談を

「こんなことで相談していいのかな…」と悩まずに、下のチェック表で1つでも該当のある方は、お気軽に地域包括支援センターへご相談ください。



### 高齢者の方

- 1人でバスや電車に乗ることがほとんどない
- 転倒することの不安から、外出を控えている
- 家の中の移動や排泄、入浴、着替えなど、今まで簡単にできていたことに時間がかかるようになった
- 夜眠れず、日中眠ることが多い
- 言いたいことが上手くまとまらない
- 日付がわからなくなったり、人の名前がでてこなかったり、最近あったことなのに思い出せないことが多々ある
- トイレに間に合わないことがあるので、水分を摂るのを控えている
- 入浴や洗顔、歯磨きなどの身だしなみや掃除、洗濯、食事の準備など家事をするのがおっくうになった
- 友達や近所の人と話す機会が減った
- 毎日の生活に充実感がなく、イライラしたり、泣き出したくなることもある

### 家族の方

- 夜中に起きて声を出したり、探し物をしたりするので、自分も起こされてしまう
- 常に目が離せない状態である
- 家の中の移動や排泄、入浴などの日常生活の中で、自分が手を貸すことが増えた
- 何度も同じ話を繰り返したり、同じことを聞くので対応に疲れてしまう
- 大事なものを無くした時に、自分のせいになってしまった
- 感情の起伏が激しい
- 自分以外に介護できる人がいない
- いつまで続くかわからない介護に不安を感じる
- 離れて暮らしているのに、何かあった時にすぐ対応できない
- 一日中家の中で横になっていることが多く、このまま何もできなくなるのではないかと心配である

◎問い合わせ先 坂城町地域包括支援センター（坂城町役場福祉健康課内）  
☎82-3111（内線 137・138）直通 75-6205

## 人材確保にお困りの町内企業の皆さんへ

### 町が実施する人材確保支援事業に参加しませんか

町では、町内企業の皆さんの人材確保の機会を設けるとともに、就職を契機に町内に住んでもらえるよう、人材確保支援に取り組んでいます。

支援の内容としては、この事業に協力していただける各大学において合同企業説明会の開催や、東・北信地域と連携して首都圏で合同就職説明会、企業見学ツアーなどの事業を実施するものです。

参加をご希望の場合は、『企業名、担当者様の部署・役職・氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス』を下記までご連絡ください。多くの企業の皆さんの参加をお待ちしています。

◎連絡・問い合わせ先 産業振興課商工観光係 ☎82-3111（内線 154） 直通 75-6207  
FAX：82-3138 メールアドレス：shoukou@town.sakaki.nagano.jp

## 善意の灯

次の方から、ご寄附・ご寄贈をいただきました。  
厚くお礼申し上げます。

国際ソロプチミスト千曲  
会長 大西 富佐恵 様

小・中学校図書振興費のため  
金 5万円

坂城町 村上会 代表 大橋 房夫 様  
村上小学校の図書として  
図書 (10万円相当)

特定非営利活動法人 CFM 実行委員会  
理事長 小林 美穂 様

坂城町子育て支援センターの活動資金として  
金 2万円

坂城町商工会青年部 部長 宮原 淳 様  
坂城町商工会女性部 部長 清水 路子 様

南条小学校の運営及び他活動資金として  
金 20万円

有限会社 米生物産  
代表取締役 米澤 生久 様

高齢者福祉、障がい者福祉のため  
(高齢者・障がい者の災害避難支援含む)  
車椅子 (2人乗り用) 1台

## 人権擁護委員 小山みつ江さん

任期満了に伴い、町長が推薦した小山みつ江さんが議会の同意を得て、1月1日付けで人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

小山さんは、平成24年から2期(6年間)ご尽力いただいた塚田安紀子さんの後任として委嘱されました。

町には、下記の6名の人権擁護委員があり、人権に関する悩みなどの相談に応じています。

また、法務局では、近頃社会問題にもなっている女性や子どもの人権問題について、専用電話を設置し、人権擁護委員が中心となって電話相談を受け付けています。相談は無料で秘密は堅く守られますのでご相談ください。

- ・ みんなの人権 110番  
☎ 0570-003-110
- ・ 子どもの人権 110番  
☎ 0120-007-110
- ・ 女性の人権ホットライン  
☎ 0570-070-810

### 坂城町の

### 人権擁護委員

- ・ 三橋玲子委員(南条)
- ・ 小山みつ江委員(南条)
- ・ 若麻績節子委員(中之条)
- ・ 田原茂樹委員(坂城)
- ・ 小林直美委員(坂城)
- ・ 小林晴茂委員(村上)

## 東北信市町村交通災害共済に加入しましょう



共済期間中、国内の道路で運行中の自動車、バイク、自転車、電動カートなどに乗っている際の衝突、転落、転倒などによる人身事故や、歩行中、車などによって事故に遭ったときに、通院や入院など災害の程度に応じて見舞金を支給します。詳しくは、広報2月号と一緒に配布したチラシをご覧ください。

### 年会費

【一般】400円 【中学生以下】200円

### 申込方法

申込書(会員証)は、はがきタイプで、名前が印字されています。加入される方は、加入欄に○を記入し、会費を添えて各地区の組合長さんに提出するか、住民環境課窓口へ直接お申込みください。

### 受付期間

- ・ 組合長さんを通じての申込み  
：3月9日(金)まで
- ・ 住民環境課窓口で直接申込み  
：随時受付

### 加入資格

町内に住民登録されている方ならどなたでも加入できます。

※はがきに名前がなく、加入したい場合は事前に相談ください。

### 共済期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日  
※4月1日以降に申込みの場合は、会費納入の翌日から対象となります。

### 問い合わせ先

住民環境課生活安全係  
☎ 82-3111 (内線124)  
直通 75-6204



## 幻想的な光と美しい音色の共演 坂城駅前イルミネーション点灯と 南条小金管バンド部169ミニコンサート



12月13日(水)、坂城駅前商店街にぎわい坂城の皆さんによる駅前イルミネーションの点灯式と、169系電車内で南条小学校金管バンド部ハッピーブラスによるミニコンサートが開催されました。

坂城駅前のイルミネーションは、長野県信用組合坂城支店様のご協力により、同支店駐車場の壁を青と黄色のLED電球で装飾しました。なお、169系電車もライトアップされていますので、駅周辺へお出掛けの際はぜひご覧ください。

また、ミニコンサートは、演奏を聴こうと集まった方々で車内がいっ



ぱいになりました。トランペット、トロンボーン、アルトホルンなど楽器ごとのアンサンブルが披露され、普段演奏することのない電車内での演奏となりましたが、先日の全国大会で金賞を受賞した演奏技術により、素晴らしい音色が車内に響き渡りました。



## 活気で寒さを吹き飛ばす 第45回「年末チャリティー」 を開催しました

12月31日夜から年明けにかけて坂城神社で、坂城町商工会青年部・女性部主催の『年末チャリティー』が開催され、ダルマ・熊手・年越しそば・たこ焼き・わたあめなどが二年参りにお越しになった方々に販売されました。

毎年恒例となっている『年末チャリティー』は、今回で45回目の開催となる商工会青年部・女性部伝統の二大イベントで、売り上げの一部は、町内の小学校・保育園などに寄付されます。当日は天気にも恵まれ、大勢の方が参拝し、大変な賑わいをみせました。

商工会青年部・女性部の皆さんは、町内のイベントなどに積極的に取り組まれ、地域の活性化にご尽力されています。2018年も商工会青年部・女性部の皆さんとともに、坂城町を盛り上げていきます。



# 申告期限は3月15日(木)まで 所得税・町県民税の申告はお早めに

平成29年分の所得税の確定申告・平成30年度町県民税の申告の受付が始まります。

町県民税は、1月1日現在の住所地に前年中(平成29年1月から12月まで)の収入や控除など(保険料や扶養等)を申告いただき、この申告をもとに課税されます。この申告は、町県民税の課税資料のほかに、所得証明書及び税額証明書の発行資料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの課税等の資料となります。

この申告を期限内に提出しないと、各種証明書の発行、税・保険料の軽減、医療費・介護サービス・年金等の支給や給付などに支障がでますので、**必ず3月15日(木)までに申告してください。**

## 申告相談のご案内

町では、町県民税の申告、確定申告書の作成などの相談を行いますので、ご利用ください。

- ①期 間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日を除く
- ②時 間 午前9時～12時・午後1時～4時まで  
受付時間は、午前8時30分～午後4時まで(午前の受付は午前11時までです)
- ③場 所 坂城町役場 第1会議室 (役場1階)
- ④申告相談のときに用意していただくもの
  - 1 町県民税申告書・印鑑・本人名義の口座番号が確認できるもの(通帳など)
  - 2 平成29年中の収入がわかる資料(世帯員で申告が必要な方の給与・公的年金等の源泉徴収票など)
  - 3 営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、「収支内訳書」(事前に作成しておいてください)
  - 4 生命保険、個人年金、介護医療保険料、地震保険(旧長期損保も控除対象)、国民年金、社会保険料などの支払証明書、領収書など
  - 5 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」(事前に作成しておいてください)。ほかに「医療費通知書」「おむつ証明書」など
  - 6 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など
  - 7 個人番号(マイナンバー)確認及び記入のため、申告者及び控除対象配偶者、扶養親族、専従者の個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードなど
  - 8 本人(代理人が申告する場合は代理人)確認のための、個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、公的医療保険の保険証など
  - 9 代理人が申告する場合は、委任状(申告者の源泉徴収票、生命保険支払証明書等持参の場合は不要)

※「収支内訳書」「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」は国税庁HP、町HPからダウンロードできます。

※申告の内容によっては、町の申告相談では相談できない場合があります。

特に譲渡所得(土地・建物・株式の売買)があった方、住宅借入金等特別税額控除を初めて受けられる方、青色申告の方、消費税の申告が必要な方は税務署で申告相談を受けてください。

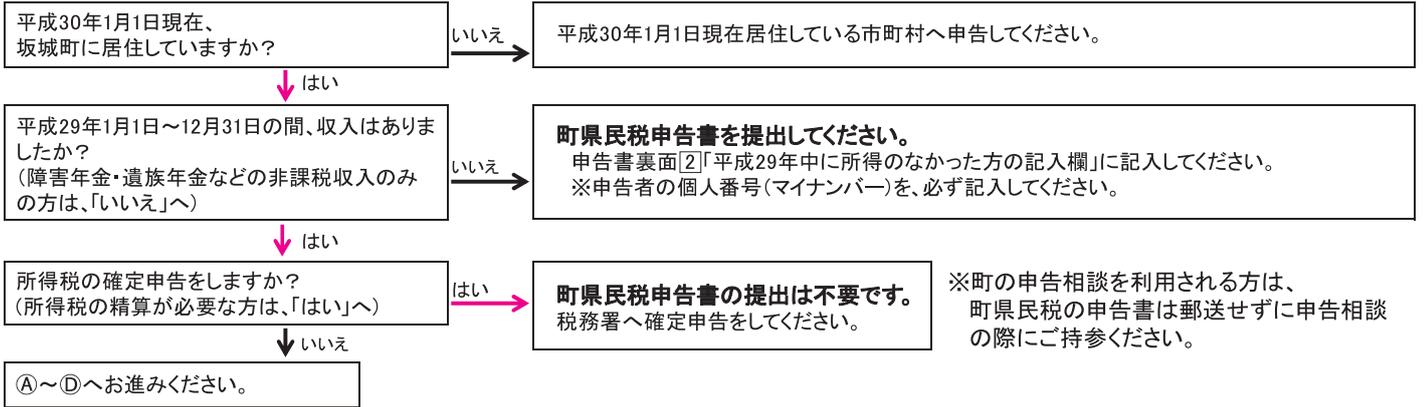
## 所得税の確定申告が必要な方

次の1～6に該当する方は所得税の確定申告が必要です。詳しくは上田税務署へお問い合わせください。

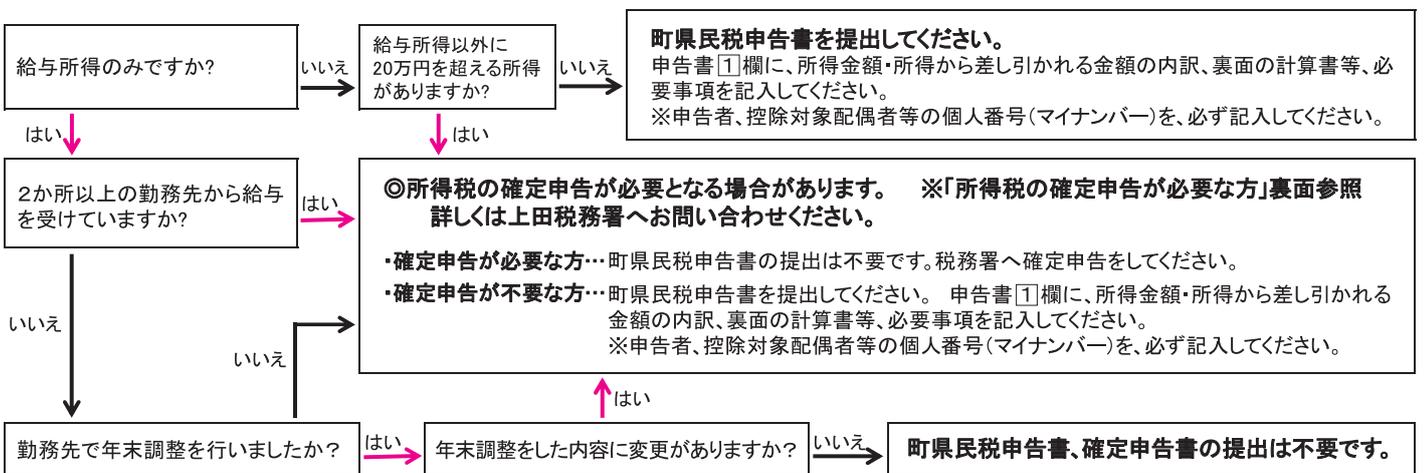
- 1 給与所得者で、給与の収入が2,000万円を超える方
- 2 給与所得者で、給与以外の所得金額が20万円を超える方
- 3 給与を2か所からもらっていて、年末調整をされなかった方
- 4 事業所得・不動産所得・土地や建物、株等の譲渡所得などの合計所得金額が各種控除額の合計金額を超える方
- 5 青色申告の方
- 6 医療費控除・住宅借入金等特別控除などで所得税の還付を受ける方

# 『町県民税申告・確定申告フローチャート』

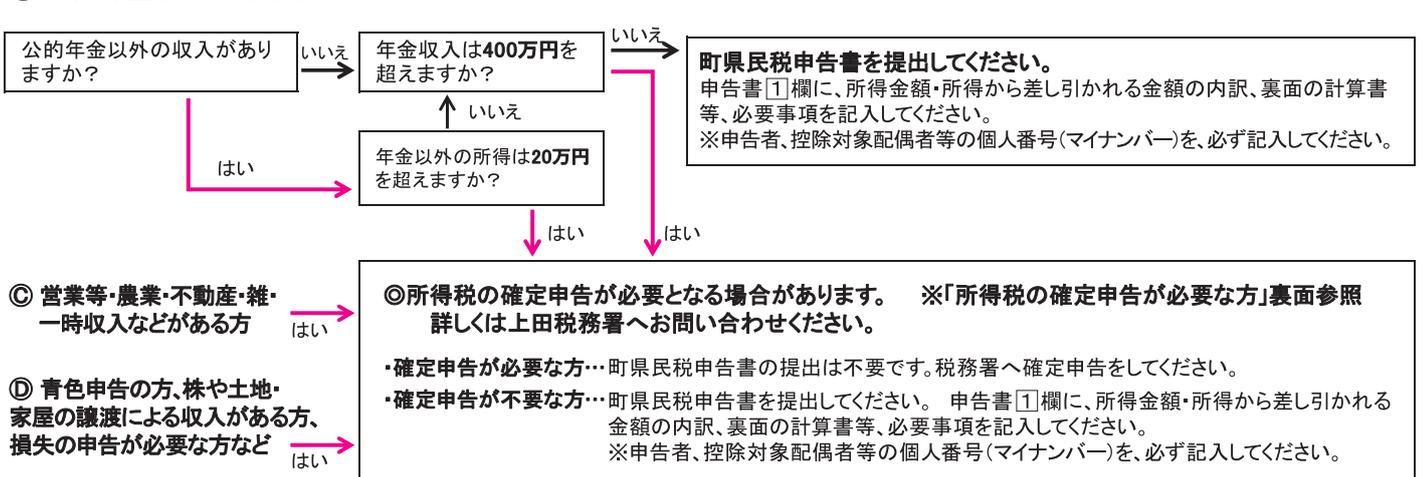
## 【スタート】



## ① 給与所得の方 ※パート・アルバイト・日雇を含む



## ② 公的年金収入のある方



(注)上記に該当しない場合もありますので、あくまでも目安としてお使いください。

### ●申告書が届かなかった方

昨年3月15日までに所得税の確定申告をした方、町県民税を事業所から特別徴収(天引き)されている方には、お送りしてありません。  
今年、町県民税の申告が必要な方には、申告書をお送りしますので総務課税務係までご連絡ください。

### ◇町県民税に関するお問い合わせ

坂城町役場 1階総務課税務係  
電話 82-3111(内線143、144)  
75-6206【直通】

### ◇所得税や確定申告に関するお問い合わせ

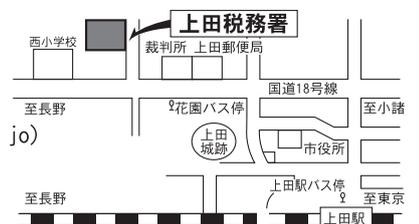
上田税務署 〒386-8720 上田市中央西2丁目6番2号  
電話 22-1234(代表)

国税庁のホームページで  
所得税の確定申告書が作成  
できます。

(所得税の確定申告書等作成

コーナー-<http://www.nta.go.jp>)

自宅からインターネット  
で申告できるe-Taxもご利用  
ください。



# 平成30年度町県民税申告の手引き

町県民税申告書は2月上旬にご自宅へ郵送します。右記『町県民税申告・確定申告フローチャート』でどんな申告が必要かご確認いただき、「町県民税申告書を提出してください」に該当した方は、申告書の提出をお願いします。申告書が送付されていない場合は、税務係にご連絡いただくか町HPからダウンロードしてご利用ください。

※平成29年中の全ての収入や控除等について、勤務先での年末調整や税務署への確定申告により確定している方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

## 【町県民税申告書の送付について】

個人番号制度の開始により、世帯主の方に申告いただいていた世帯状況の申告を廃止しました。

これにより、今まで世帯主の方と町県民税申告が必要と思われる方（所得税の確定申告をした方、町県民税を勤務先で特別徴収（天引き）されている方以外の方）に町県民税申告書を送付していましたが、今回から、町県民税申告が必要と思われる方のみに申告書を送付します。

## 申告の手順

- 1 申告者の住所、氏名、個人番号（マイナンバー）、電話番号等を記入し、印欄に押印をしてください。
- 2 現住所欄は1月1日以降、転居などにより住所が変更となった方のみ記入してください。
- 3 町県民税の申告をされる方は、**1**及び裏面(1)～(7)の該当する欄を、前年中の収入がなかった方（非課税所得のみの方を含む）は、裏面**2**を記入してください。
- 4 申告に必要な添付書類（町県民税申告書裏面記載）を添えて提出してください。

## 申告書の提出

平成30年3月15日（木）までに役場1階 総務課税務係へ提出してください。

※郵送可 同封の返信用封筒（切手不要）をご利用ください。

## 申告書の記入について

### 所得金額（平成29年1月1日から12月31日までのもの）

所得金額の計算方法 = 収入金額 - 必要経費 - 専従者控除額

収入金額 = 前年中に収入の確定した金額

必要経費 = その収入を得るために支出した費用

営業等・農業所得	・「営業等」と「農業」を分けて記入してください。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、 <b>④</b> 、 <b>⑤</b> 、 <b>⑥</b> 欄に転記してください。								
不動産所得	・家賃、地代、看板設置権利金などの収入です。 ・裏面の「(1) 事業または不動産所得の内訳（収支内訳計算書）」で収支計算をし、 <b>④</b> 、 <b>⑤</b> 、 <b>⑥</b> 欄に転記してください。								
配当所得	・株式等の配当です。 ・配当金通知書等を添付し、所得金額を転記してください。								
給与所得	・源泉徴収票を添付してください。 ・源泉徴収票がない方は、裏面の「(2) 給与所得計算書」欄に記入してください。								
雑所得	・「公的年金等」欄に年金・恩給の収入金額を記入してください。 「源泉徴収票」のある方は必ず添付してください。所得の計算は次のとおりです。（65歳以上の方は、S28.1.1以前生まれの方です。）								
	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	年齢	公的年金等の収入金額	割合	控除額	※公的年金所得等計算方法 公的年金等所得 = 年金収入金額 × 割合 - 控除額 <sup>(*)</sup> (*) 年齢等により控除額が異なります
	65	330万円未満	100%	120万円	65	130万円未満	100%	70万円	
	歳	410万円未満	75%	37.5万円	歳	410万円未満	75%	37.5万円	
	以	770万円未満	85%	78.5万円	未	770万円未満	85%	78.5万円	
上	770万円以上	95%	155.5万円	満	770万円以上	95%	155.5万円		
・「その他」欄には原稿料、謝礼金、シルバー人材センター配分金、生命保険契約等に基づく年金などを記入してください。									
総合譲渡・一時所得	・土地建物以外（ゴルフ会員権・機械など）の資産の譲渡による所得について記入してください。 ・一時所得の欄には生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などについて記入してください。								
分離課税	・公共収用で、特別控除額以内の譲渡所得は、所得税や町県民税の所得割は課税されませんが、所得になりますので買取（収用）証明書を添付し申告してください。								

## 専従者控除

申告者と生計を一にする親族で事業に6か月以上従事した方が対象です。

控除額は、「一人当たり50万円（配偶者専従者86万円）」か「(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者数+1)」の少ない方の金額です。

## 所得から差し引かれる金額の内訳

前年中に申告者本人及び生計を一にする親族のために支出した金額が対象です。

<b>雑損控除</b>	災害・盗難などにより損害を受けた場合、以下のいずれか多い金額が控除できます。 1. (災害、盗難などによる損失額－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額)×10% 2. 災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等を必ず添付してください。																								
<b>医療費控除</b>	控除額は、「支払った医療費－保険金等の補てん額－総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額」です。 ※「医療費控除の明細書」または健康保険組合等が発行する「医療費通知書」を必ず添付してください。																								
<b>医療費控除(セルフメディケーション税制)</b> 広報さかき12月号参照	予防接種や健康診断など一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、支払額の一部が控除されます。 控除額は、「特定一般用医薬品等購入費－保険金等の補てん額－12,000円」(限度額88,000円)です。 ※「セルフメディケーション税制の明細書」「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」を必ず添付してください。 ※セルフメディケーション税制の適用を選択すると、従来の医療費控除を受けることはできません。																								
<b>社会保険料控除</b>	健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った金額です。 ※国民年金保険料等については支払証明書(領収書)を必ず添付してください。																								
<b>小規模企業共済等掛金控除</b>	小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金(iDeCo)、心身障害者扶養共済の掛金などを支払った金額です。 ※支払証明書等を必ず添付してください。																								
<b>生命保険料控除</b>	生命保険契約の支払保険料や個人年金保険契約の支払掛金がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する支払保険料は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度 (H23.12.31 以前締結分)</th> <th colspan="2">新制度 (H24.1.1 以後締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> <td>12,001～32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> <td>32,001～56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・新契約と旧契約の両方ある場合は、それぞれの控除額の合計額(上限28,000円)となります。ただし、旧契約のみで計算した方が有利な場合は旧契約の適用限度額が適用されます。 ・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料について、上記の算式で計算した額をそれぞれの控除額とし合計します。(控除限度額は70,000円) ※支払証明書を必ず添付してください。</p>	旧制度 (H23.12.31 以前締結分)		新制度 (H24.1.1 以後締結分)		支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額	15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額	15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円
旧制度 (H23.12.31 以前締結分)		新制度 (H24.1.1 以後締結分)																							
支払保険料	生命保険料控除額	支払保険料	生命保険料控除額																						
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額																						
15,001～40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	12,001～32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円																						
40,001～70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	32,001～56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円																						
70,001円以上	一律35,000円	56,001円以上	一律28,000円																						
<b>地震保険料控除</b>	地震保険料や旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)がある場合、支払額の一部が控除されます。 記入する保険料支払額は、「支払った保険料－配当を受けた金額」です。 ・地震保険料の控除額は、保険料支払額の1/2(限度額25,000円) ・旧長期損害保険料の控除額は、保険料のうち5,000円までの部分の全額+5,000円を超える部分の金額の1/2(限度額10,000円)  控除限度額は地震保険料と長期損害保険料合わせて25,000円です。 ※支払証明書を必ず添付してください。																								
<b>寄附金税額控除</b>	・都道府県、市区町村、長野県共同募金会、日赤長野県本部、長野県内に事務所などがある公益法人など(条例指定分)に対して2,000円を超える寄付を行った場合控除されます。 ※領収書・支払証明書を必ず添付してください。																								

## 扶養控除等の内訳

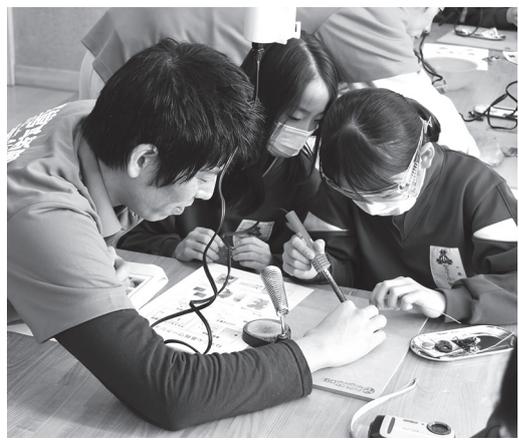
<b>配偶者控除</b>	平成29年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日現在)で、あなたと生計を一にする配偶者や親族で、合計所得金額が38万円以下の方を扶養している場合は、下記の金額が控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																											
<b>扶養控除</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>配偶者</td> <td>70歳未満の配偶者</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者</td> <td>70歳以上の配偶者</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">16歳未満(年少)の扶養親族</td> <td rowspan="2">老人</td> <td>70歳以上の方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>同居している70歳以上の直系尊属</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>19歳以上23歳未満の方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16歳以上で老人扶養・特定扶養に該当しない方</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>年少<sup>(注1)</sup></td> <td>16歳未満の方</td> <td>控除額なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 16歳未満の年少扶養親族については、非課税限度額の算定に必要ですので、該当する扶養親族がある場合には必ず記入ください。</p>	区分	該当者	控除額	配偶者控除	配偶者	70歳未満の配偶者	33万円	老人配偶者	70歳以上の配偶者	38万円	16歳未満(年少)の扶養親族	老人	70歳以上の方	38万円	同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円	その他	16歳以上で老人扶養・特定扶養に該当しない方	33万円	年少 <sup>(注1)</sup>	16歳未満の方	控除額なし	
区分	該当者	控除額																										
配偶者控除	配偶者	70歳未満の配偶者	33万円																									
	老人配偶者	70歳以上の配偶者	38万円																									
16歳未満(年少)の扶養親族	老人	70歳以上の方	38万円																									
		同居老親等	同居している70歳以上の直系尊属	45万円																								
	特定	19歳以上23歳未満の方	45万円																									
	その他	16歳以上で老人扶養・特定扶養に該当しない方	33万円																									
年少 <sup>(注1)</sup>	16歳未満の方	控除額なし																										
<b>配偶者特別控除</b>	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合、配偶者の所得金額に応じて33万円を上限に控除されます。 ※事業専従者や他の方の扶養となっている方は、この控除を適用することはできません。																											
<b>障害者控除</b>	あなたの配偶者控除・扶養控除・16歳未満の扶養親族 <sup>(注2)</sup> の対象となっている方が障害者(障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方)の場合は、下記の金額が控除されます。 (注2) 16歳未満の扶養親族であっても、この控除は適用されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td rowspan="2">30万円</td> </tr> <tr> <td>※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	普通障害者	26万円	特別障害者	30万円	※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方	同居特別障害者	53万円																		
区分	控除額																											
普通障害者	26万円																											
特別障害者	30万円																											
※身体障害者手帳1・2級・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aなどの認定を受けている方																												
同居特別障害者	53万円																											
<b>本人控除</b>	申告される方が、下記の控除区分に該当する場合は、下記の金額が控除されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寡婦</td> <td>夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別寡婦</td> <td>寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>寡夫</td> <td>妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td rowspan="2">障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方</td> <td>普通</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td>各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>すべての方が受けられる控除</td> <td>33万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除区分	内容	控除額	寡婦	夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当	26万円	特別寡婦	寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	30万円	寡夫	妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	26万円	障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円	特別	30万円	勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円	基礎控除	すべての方が受けられる控除	33万円			
控除区分	内容	控除額																										
寡婦	夫と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で扶養親族、生計を一にする子(所得金額が38万円以下)がある方、ただし、死別の場合は本人の合計所得金額が500万円以下であれば扶養親族がいなくても該当	26万円																										
	特別寡婦	寡婦に該当する方のうち、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	30万円																									
寡夫	妻と死別または離婚し、その後再婚をしていない方で、扶養する子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方	26万円																										
障害者	障害者手帳等の交付を受けている方、または障害者に準ずる証明書をお持ちの方	普通	26万円																									
		特別	30万円																									
勤労学生	各種学校等の学生で、合計所得金額が65万円以下で、かつ、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 ※在学証明書を添付してください。	26万円																										
基礎控除	すべての方が受けられる控除	33万円																										

◎ 上記は町県民税の控除額のため、所得税の控除額とは異なります。



次世代を担う技術者を育てる

## 南条小学校5年生がねずこんの光るキーホルダーを製作



12月22日(金)、南条小学校の5年生2クラスの児童たちが、「ねずこん回路光るキーホルダーを作ろう!!」と題したもののづくり授業に参加しました。

このもののづくり授業は、坂城町と坂城町経営革新塾(町内企業の団体)、信州大学フアブラボ長野の共催で行われ、子どもたちにもものづくりの楽しさや魅力を知ってもらい、将来の技術者を育てることを目的としています。

当日製作したキーホルダーは、ねずこんの形をしたプレートの裏の回路に、傾きセンサーやLEDライトをはんだ付けすることで、キーホルダーを振るとライトが点滅するものです。

児童たちは、経営革新塾の塾生や信州大学の学生に作り方を教えてもらいながら、はんだごてなどを使って製作し



ました。慣れない作業や初めて使う道具もありましたが、教えてもらったことをすぐ吸収し、全員が完成させることができました。

授業に参加した児童に感想を聞くと、「最初は難しかったけど、皆さんがわかりやすく教えてくれたので、すぐ作ることが出来ました。」と話してくれました。

## 日々成長していく地域の子どもたちを優しく見守る 関戸直子さんが「社会ボランティア賞」を受賞しました

坂城町在住の関戸直子さんが、自身が始めた『放課後キッズ』での活動内容が評価され、公益財団法人ソロプチミスト日本財団より、「社会ボランティア賞」を受賞し、11月30日(木)に町長を表彰訪問しました。

関戸さんは2008年、自宅の1階を子どもたちが放課後自由に遊べる場所として『放課後キッズ』を開設しました。子どもたちが集まって歌を歌ったり、かくれんぼや大縄跳び、おやつを作ったりと自由に過ごすことで、協調性や社会性が育まれる場所として、「愛を育てる場所にしたい」という関戸さんの思いから始まりました。

現在では、坂城・南条・村上の3地区でそれぞれ週1回行われ、遊びにきた子どもたちは、学年を問わずみんな一緒になってのびのびと過ごしています。テレビやゲームなどの普及により、外で遊ぶ機会が減っている現代社会の中で、関戸さんの考える「集団で遊ぶことの楽しさや大切さ」の実践が受賞に繋がりました。



お知らせ

2月の税の納期

国民健康保険税(第8期)  
介護保険料(第8期)  
納期限は2月28日(水)

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください(介護保険料は、コンビニでは納付できません)。口座振替は、2月28日(水)に指定口座から振替をしますので、振替日前日までに残高をご確認ください。納付方法や口座の変更を希望される場合は、2月19日(月)までにご連絡ください。  
◎連絡・問い合わせ先  
総務課収納推進係  
☎82-3111(内線142)  
直通75-6206

後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と医学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。  
厚生労働省では、平成29年

度中に数量シエアを70%以上とするともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする数量シエア目標を定めており、坂城町国民健康保険の平成29年10月現在の数量シエアは77.0%です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は医師または薬剤師にご相談ください。  
※数量シエアとは先発医薬品からジェネリック医薬品に置き換えられた割合のことです。

◎問い合わせ先

福祉健康課係  
☎82-3111(内線133)  
直通75-6205

長野精神保健福祉協議会  
講演会のお知らせ

現代社会は、様々なストレスや悩みを抱えて生きにくさを感じている人が増えていきます。過度なストレスがかかること心の病気を発症してしまう場合もあります。ストレスに負けずに健康で暮らすためのヒントをお伝えし、心の健康づくりを進めるための講演会を開催します。

日時 3月8日(木)  
午後2時〜3時30分

場所 長野市芸術館

演題 「健やかな睡眠のために」  
リサイクルホール

〜眠れない・眠い原因を考える、そして対処する〜

講師 三島和夫氏(国立精神・

神経医療研究センター精神保健研究所精神生理研究部部长)

参加費 無料

※2月28日(水)までに長野保健福祉事務所へお申込みください。

◎申込・問い合わせ先

長野保健福祉事務所  
☎026-225-9045

千曲坂城消防組合  
嘱託職員募集

千曲坂城消防組合では、平成30年4月1日付け採用の嘱託職員を募集します。

採用予定人員 若干名

職種 消防本部嘱託職員事務補佐員

募集要件

町内または千曲市に在住でパソコンができる方

資格等 普通自動車運転免許

試験日時

3月4日(日)午前9時から

※面接試験のみ

試験会場

千曲坂城消防本部2階会議室

申込期間

2月1日(木)〜3月2日(金)

※市販の履歴書に必要事項を記入し、千曲坂城消防本部総務課まで提出してください。

◎申込・問い合わせ先

千曲坂城消防本部総務課  
☎026-275-2122

事業者の皆さんへ

事業系ごみ収集の申込みを受付けます

商店・企業などの事業所から出る産業廃棄物以外の事業系ごみ(事業系一般廃棄物)は、原則として自己による処理か専門業者に依頼しての処理となりますが、ごみの排出量が小規模の事業所などで、下記の条件を満たす場合は、各地区のごみ収集所に出すことができます。

条件

1. 1か月に出るごみの排出量が100kg以下であること。
2. 収集所の管理者(区長)の承諾を得ていること。(初めて申請する事業所は、同意書が必要になります。)

種類	可燃ごみ 不燃ごみ	びん・缶・ペットボトル
出し方	指定袋	収集所のコンテナへ
料金	1,000円 (10枚入り)	定額制 50kg以下：1,000円/月 50kg超え：2,000円/月 ※1年分の一括納入となります

★申請書類は住民環境課窓口にて用意してあります。

※平成29年に申請・許可している事業所には申請書をお送りしています。

申込期限 2月28日(水)

◎申込・問い合わせ先 住民環境課環境保全係 ☎82-3111(内線125) 直通75-6204

### 女性のための相談会

町女性専門相談員による、女性の悩みや困りごとについての相談会を開設します。パートナーや職場での人間関係、仕事と家庭の両立・子育てなどの相談に応じます。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

日時 2月15日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 隣保館

◎問い合わせ先

企画政策課人権・男女共生係  
(隣保館内)  
☎82-6603

### 児童館(児童クラブ)登録児童募集

小学校6年生まで利用できます

南条・坂城・村上の各児童館では、平成30年度児童クラブ登録児童を募集しています。希望される方は、各児童館へお申込みください。申請書は、各児童館または教育文化課学校教育係にあります。

申込締切 3月2日(金)

◎申込・問い合わせ先

各児童館  
南条 ☎82-7712  
坂城 ☎82-7966  
村上 ☎82-8323  
・教育文化課学校教育係  
☎82-3111(内線253)  
直通 75-6209

### 長野県最低賃金が改正

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」の改正に引き続き、特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金(4業種)」が改正されました。この機会にぜひ賃金の確認をしてみてください。また、最低賃金の引上げに向けた相談窓口がありますので、是非ともご利用ください。

◎問い合わせ先

長野労働局労働基準部賃金室  
☎026-223-0555

### 東信州企業合同就職説明会 in 東京

東信州地域におけるU・Jターンの一環として、新卒・第二新卒者向けの企業合同就職説明会を開催します。東信州地域で働くきっかけ作りとして、お気軽にご参加ください。

日時 3月13日(火)

午後3時～7時

会場 東京交通会館グリーンルーム  
参加費 無料

※詳細は、WEB「東信州次世代イノベーションセンター」をご覧ください。

◎申込・問い合わせ先

東信州次世代産業振興協議会事務局  
☎0268-23-5396

### 農地相談会

町農業委員会及び町農業支援センターでは、農地についての無料相談会を開催します。農地についての疑問、困っていることや農地を貸したい、借りたいなどの希望がありましたら、ご相談にお出かけください。

期日・場所

・2月5日(月)

金井振興センター

・2月6日(火)

JANAの村上店

・2月8日(木)

役場第3会議室

・2月9日(金)

文化センター相談室

時間 各会場 午前10時～正午

相談員 町農業委員

◎問い合わせ先

農業委員会事務局  
(産業振興課内)  
☎82-3111(内線156)  
直通 75-6207

### 町臨時保育士募集

町立保育園では、平成30年度臨時保育士を募集します。

応募資格

・保育士の資格を有する者

・3月に保育士資格取得見込みの者

勤務内容 町内3保育園の  
クラス担当保育士

募集期間 2月1日～13日

応募方法 申込書、履歴書を2月13日(火)までに、坂城保育園または役場福祉健康課に提出してください。

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎申込・問い合わせ先

坂城保育園  
☎82-2111

### 講座・教室



さかきふれあい大学  
埼玉工業大学坂城町講座  
世界遺産「富岡製糸場と埼玉工業大学を見学しよう」

日時 3月10日(土)

午前8時30分～午後5時

内容 富岡製糸場と埼玉工業大学にて見学及び3D学習

講師 井門俊治 特任客員教授

対象 小学生(4～6年)

定員 30名

受講料 300円

◎申込・問い合わせ先

教育文化課生涯学習係  
☎82-2069

### 催し

#### 「出会い・ときめき つなぐ♡恋縁」開催

坂城町社会福祉協議会結婚相談所では、結婚を前提とする出会いを望む独身男女を対象にイベントを開催します。

日時 3月17日(土)

午後3時～午後8時30分

会場 上田東急REIホテル2階  
「千曲」(上田市天神4-24-1)

対象 25歳から45歳までの独身男女各20名(結婚歴問わず)

【男性】坂城町社会福祉協議会結婚相談所登録者及び町内に在任または在勤の方を優先

【女性】年齢以外の制限なし

参加費 男性 5500円

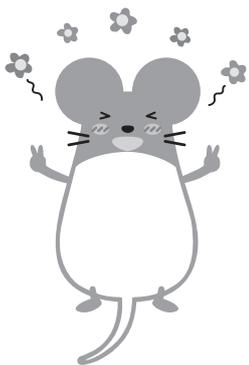
女性 3500円

申込締切 3月5日(月)正午

※応募者多数の場合は抽選になります。詳しくはお問合せください。

◎申込・問い合わせ先

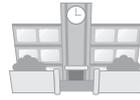
坂城町社会福祉協議会  
☎82-2551





# 学校だより

坂城小学校  
3学年担任 児玉典久



今年度も本校の3学年は、地域の方々のご協力をいただき、地域の特産品であるねずみ大根の栽培活動を行いました。  
スタートは暑い8月。ねずみ大根振興協議会の方々に土をおこしていただき、肥料や薬品を混ぜた畑に畝を作りました。そして小さな種を慎重に置き、土をかぶせていきました。「無事に芽が出てくるかなあ?」とドキドキしながら、みんなで毎日畑に足を運んだことが思い出されます。  
数日後、無事にかわいい子葉が土を持ち上げ、子どもたちからは歓声が上がりました。  
振興協議会の方がいつも気にかけてくださったお陰で、虫にやられることもなく、ねずみ大根の葉はぐんぐん育っていきましました。  
そしていよいよ収穫。大きく広がったちくちくの葉を引っ張



ねずみ大根の栽培・調理活動を通して子どもたちは作物を育てる大変さと喜び、そして自分の手で作ったものをお世話になった方々と一緒に味わえる満足感を得ることができました。このようなたすきな活動を支えていただいた地域や保護者の方々に深く感謝するとともに、「ねずみ大根の栽培」を本校の特色ある活動の一つとして受け継いでいきたいと思えました。

# 交番だより

坂城町交番  
☎82-2008



## 特殊詐欺の魔の手に 気をつけましょう!

特殊詐欺は、「家族の一大事に何とかしなければと心配する心につけ込むオレオレ詐欺」や「不安感を起こさせ、解消しようとする心につけ込む架空請求や名義貸し詐欺」など、様々な種類があります。

また、「現金を自宅まで受け取りに行く」「コンビニなどでカード購入させて番号を通知させる」「荷物を装って現金を送付させる」などの支払い方法を付け加えた手口で迫ってくる場合もあります。

### 被害に遭わないために

- 電話・メール・SNS などのお金の話は詐欺と疑い、188番消費生活センターや警察に相談する。
- 受取人指定の小切手を使用したり、本人以外に渡さない。
- 自分の情報を話さない。  
などの、被害に遭わないための方策を覚えておきましょう。

# 食育だより

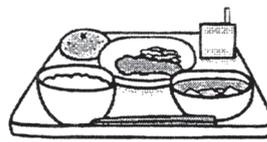


学校給食の大切な意義や役割

ママがすばいよ! ニッポンの給食

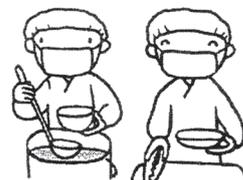
食育・学校給食センター  
☎82-2559

ヘルシーでおいしく、  
楽しい食事!



新鮮な食材を使い健康的かつおいしい食事を一緒に楽しく食べられます。

思いやりや公共心が  
育まれている!



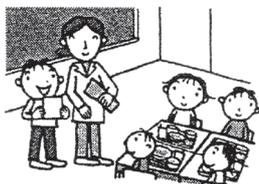
配膳や片付けまで子どもたちが協力して行うことで、他人への思いやりや公共心が育ちます。

専属の栄養教諭・栄養士の先生がいる!



専門資格を持つプロが考えた献立で栄養を補い、地産地消などの取組で郷土愛や文化の継承につながります。

教育として  
行われている!



日本では教育を担当する文部科学省が所管し、単なる食事ではなく、教育の一環として取り組まれています。

# ★ 子育て支援センターだより ★

— 子育て支援センター ☎ 82-2291 —

## 節分



— 心の中に住んでいるのはどんな鬼? —

わがまま鬼、おこりんぼ鬼、泣き虫鬼など、大人でも、子どもでも、自分では気がつかないうちに、心の鬼が増えることがありますか?

節分は、冬から春への季節の分かれ目です。「鬼は外! 福は内!」の掛け声とともに豆をまいて心の鬼を追い払い、幸せな春を招き入れましょう。

### 2月の行事予定 (時間正確にお集まりください)

日程	内 容	時 間
2日(金)	図書交換(図書館の本は前日までに返却してください)	午前9時半
6日(火)	お話しでてこい	午前10時
7日(水)	1歳までの子育てとあそび⑤	午前10時
10日(土)	開館日	午前中
13日(火)	おひなさま製作	午前10時
15日(木)	ママのためのヨガ教室	午前10時
19日(月)	ボランティア懇話会	午後1時
20日(火)	わくわくタイム ~からだづくり~	午前10時
24日(土)	開館日 親子の会	午前中
28日(水)	身体測定と食育相談	午前10時

※内容の詳細は、毎月未就園児宅に配布している「すくすくひろば」をご参考ください。不明な点は、電話でお問合せください。

### 今月の相談日

家庭児童相談員	支 援 センター	火・水・木曜日 午前9時~午後5時 (分室訪問時間を除く)	
	分室訪問	南条保育園 8日(木)、15日(木)	午前9時 ~
		坂城保育園 7日(水)、21日(水) 村上保育園 6日(火)、14日(水)、22日(木)	午後1時
発達相談員の分室訪問	南条保育園 7日(水)	午前9時 ~	
	坂城保育園 14日(水)	午後4時	
	村上保育園 21日(水)		
保育園栄養士の食育相談	随時 (申込みにより日時を決定) ※相談希望の方は、支援センター及び各分室にお申込みください。		

### 育ばあば いらっしゃい!



寺嶋 こづ枝さん (旭ヶ丘)  
しゅんり  
隼李くん (平成28年1月生)

普段は愛知県に住んでいる隼李さんとママが、坂城の家に帰ってきている間、こづ枝さんと一緒に支援センターへ遊びに来てくれました。

ボールプールで楽しそうに遊ぶ隼李くんの姿を目を細めて見守っていらっしゃるのが印象的でした。とにかく「元気に育てほしい」とお話ししていただきました。

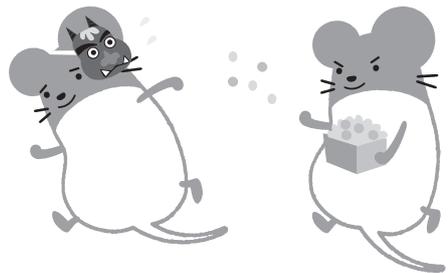
### 2月の子育てグループの予定

#### 赤ちゃん小組(水曜日)

7日: 親子リズム 14日: おひなさま製作  
リーダー: 青木 幸さん

#### いっぱい遊ぼうグリとグラ(金曜日)

16日: おやつ作り  
リーダー: 天田 優子さん



### あそびに来る方へ

#### 開館日・時間

◇平日 午前9時~正午・午後2時~4時30分  
◇第2・第4土曜日 午前9時~正午

#### センターへの持ち物

水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋、お弁当 (希望者)

## 当番医（医科・歯科）



2月

4日(日) 松尾医院 【立町】 ☎ 82-2013  
 菅谷東クリニック 【千曲市粟佐】 ☎ (026)272-0493  
 もみのき内科クリニック 【千曲市寂時】 ☎ (026)272-3610  
 宮島歯科医院 【千曲市粟佐】 ☎ (026)273-3064

11日(日) いろかわ医院 【立町】 ☎ 82-2143  
 千曲中央病院 【千曲市杭瀬下】 ☎ (026)273-1212  
 大塚歯科クリニック 【千曲市上山田温泉】 ☎ (026)276-5508

12日(月) とよき内科 【千曲市磯部】 ☎ (026)276-0413  
 飯島医院 【千曲市中】 ☎ (026)272-0269  
 いなりやまクリニック 【千曲市稻荷山】 ☎ (026)214-3501  
 青木歯科医院 【千曲市八幡】 ☎ (026)272-1335

18日(日) 市川内科医院 【千曲市上山田温泉】 ☎ (026)275-5515  
 中沢医院 【千曲市小島】 ☎ (026)272-0131  
 菅谷医院 【千曲市稻荷山】 ☎ (026)272-1024  
 若林歯科医院 【千曲市杭瀬下】 ☎ (026)273-0103

25日(日) 長野寿光会上山田病院 【千曲市上山田温泉】 ☎ (026)275-1581  
 兒玉医院 【千曲市寂時】 ☎ (026)272-4300  
 坂口整形外科 【千曲市屋代】 ☎ (026)273-8680  
 宮原歯科医院 【網掛】 ☎ 82-8711

3月

4日(日) 二階堂医院 【千曲市磯部】 ☎ (026)275-5582  
 千曲中央病院 【千曲市杭瀬下】 ☎ (026)273-1212  
 竹内歯科医院 【千曲市屋代】 ☎ (026)273-4500

診療時間 医科：午前9時～午後5時 歯科：午前9時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

## 乳幼児健診

実施場所：保健センター  
 ☎82-3111(内線511、512)直通75-6230



健診	対象児	受付日時
4か月児健康診査	平成29年10月生	23日(金)午後1時
7か月児健康相談	平成29年7月生	21日(水)午前9時
10か月児健康相談	平成29年4月生	
1才児健康相談	平成28年12月生～29年1月生	6日(火)午前9時
1才6か月児健康診査	平成28年6月生～7月生	8日(木)午後1時

## 粗大ごみの回収



4日(日)、18日(日) 午前8時30分～10時  
 日精樹脂工業(株)様 駐車場

- 対象品目**
- ①粗大ごみ、家電6品目(有料)
  - ②資源物のサンデーリサイクル(びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等)
  - ③小型家電の無料回収

12月分の家庭系可燃ごみの前年比 (家庭から収集所へ出される量と直接葛尾組合に出される量の合計)

■平成28年12月分 217.26 t  
 ■平成29年12月分 197.32 t **-19.94 t**

ごみを減らしましょう！

## いろいろな相談



**心配ごと法律相談** 9日(金)、20日(火)  
 午前9時～11時30分  
 役場第4・5会議室(3階)

9日、20日ともに司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、原則前日までに社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。(ただし、当日受付が可能な場合あり)

**行政相談** 15日(木) 午前9時～正午  
 役場第5会議室(3階)

**年金相談** 21日(水) 午前9時～午後4時  
 役場第3会議室(3階)

相談をご希望の場合は、2月13日(火)までに住民環境課住民係【☎82-3111(内線122)直通75-6204】へお申込みください。

**障がい者(児)相談** 14日(水)、28日(水)  
 午後1時30分～4時  
 役場第5会議室(3階)

**こころの健康相談** 28日(水) 午後2時～5時  
 保健センター

精神科医師が心の健康に関する相談を受けます。ご希望の場合は、前日までに保健センター【☎82-3111(内線511)直通75-6230】へお申込みください。

## 広告枠



あなたも新車に乗るだけ！

**スーパー乗るだけセット**



**環境車検**



**柳沢モータース**  
YANAGISAWA MOTORS

月々8,640円から 頭金0円 車検も税金も新車に乗れます！でもOK！ 全てコミコミ！

エンジンを新車の状態に近づけます。お待ち頂いている間に検査員が点検見積りして分かりやすくご説明いたします

坂城町上五明1798-1  
 ☎0268-82-7043  
 弊社HPはこちらからどうぞ →



# 図書館へ行こう

町立図書館 ☎82-3371 開館時間：午前10時～午後6時

2月11日(日)は開館します。

## 2月の催し物

- ☆おはなし会 午前11時～  
10日(土) 2階・集会室 24日(土) 1階・児童図書コーナー
- ☆点字・点訳講座 午後2時～ 2階・集会室  
6日(火)、20日(火) 講師：山口静枝さん
- ☆バスで行く文書館 講師：大橋昌人さん  
17日(土) 午後1時30分～4時30分  
行き先：五郎兵衛記念館(佐久市)ほか

## 新着図書

12月には、一般書212冊、児童書177冊が入りました。  
町ホームページで新着図書のリストが見られます。

☆おすすめの本 **中小企業がIoTをやってみたー試行錯誤で獲得したIoTの導入ノウハウ**  
(編著：岩本晃一、井上雄介/日刊工業新聞社)



中小企業がモノのインターネット(IoT)をスムーズに導入・活用するにはどうしたらいいかという課題について、豊富な実例をあげて、役に立つノウハウを紹介した本です。図書館では、ほかにも、ツイッター、LINE、フェイスブック、スマートフォンなどの解説本をそろえています。

- ☆一般図書
  - ・信州日帰り湯めぐりー2017改訂版  
(編：信濃毎日新聞社出版部/信濃毎日新聞社)
  - ・科学的だからおいしい！お弁当のコツー冷めても絶品&失敗ゼロのレシピ  
(著：水島弘史/日本文芸社)

- ☆児童図書
  - ・紙芝居 へんしんまめまめ  
(脚本・絵：土田義晴/童心社)
  - ・親子で学ぶサッカー世界図鑑ーロシアW杯編  
(編集：サッカー新聞エル・ゴラツソ/スタウッド)

## 2月の休館日

日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28				が休館

# 有線番組表

## 2月

《昼・夜の放送》

日にち	番組名	内容/出演
4日(日)	楽しい民話	観音堂のおおかみ 鼠 玉井かつ子さん
7日(水)	税務署だより	確定申告書の作成 上田税務署
11日(日)	楽しい民話	碁を打つ観音様 北日名 春日秀子さん
13日(火)	信号は赤です	交通事故防止 坂城町交番
15日(木)	川柳	J A ビット文壇 選者 小宮山正雄さん
18日(日)	楽しい民話	泣いた地藏さん 込山 岡田由貴子さん
21日(水)	こちら119番	春の全国火災予防運動 消防署
25日(日)	楽しい民話	しゃもじのためき 金井 青木典子さん
28日(水)	明るい消費生活	最近の消費生活相談から 北信消費生活センター

## 定時放送の時間

朝：午前7時 昼：午後0時30分 夜：午後8時

帰宅放送の時間 午後4時30分

◎問い合わせ先 有線本部

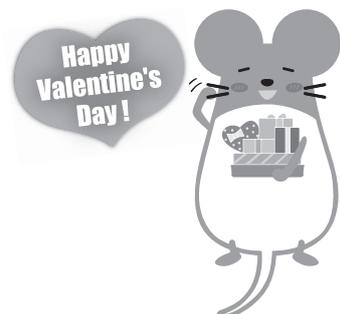
☎82-3111 (内線 222) 直通 75-6211

## まちのうごき

世帯数： 6,142世帯(+ 2)  
人口： 15,182人 (-11)  
平成30年1月1日現在  
※( )は前月比  
男： 7,484人 (-16)  
女： 7,698人 (+ 5)

## まちの交通事故

件数： 6件  
累計： 59件 (± 0)  
死者： 0人  
平成29年12月中  
※累計は1月から  
( )は前年比  
累計： 0人 (- 1)  
負傷者： 9人  
累計： 75人 (+ 2)



## 新年の伝統行事に参加者多数 元旦マラソン・席書大会

1月1日(月)、一年で最初の行事である第47回元旦マラソン大会が開催されました。今年には町内外から466名もの方が参加され、澄み切った晴れ空の下、小学生の部と一般の部は6km、3km、1・5km、親子ペアの部は1・5kmのコースに挑み、全員が完走することができました。参加された皆さんは、気持ち良い風を体いっぱいに浴びながら、今年一年の思いを胸に新年最初のゴールに向かって走っていました。



また、1月4日(木)には、文化センター体育館で、第51回席書大会が開催され、6日(土)まで書初展が行われました。今年で51回目の開催となる伝統行事に約100名の方が参加され、真っ白な紙と向き合い、筆に思いを込めて、新年の抱負や願い、新春を表わす言葉などを真剣な眼差しで書いていました。

はにしな寮で一緒に働きませんか？

### 嘱託職員(介護職員・介護パート職員・事務職員)を募集します!!

- 募集人員 それぞれ若干名(年齢・性別不問)
  - 募集期間 介護職員、介護パート職員については随時、事務職員は4月1日以降の採用。事務職員は2月22日(木)に面接試験を実施します。
  - 仕事内容 【介護職員・介護パート職員】入所者の食事・入浴・排泄介助など  
【事務職員】パソコン入力等の事務
  - 募集要件 介護職員、介護パート職員については、2級ヘルパー以上の資格を有する方。(介護の資格が無い方もご相談ください。)
  - 勤務場所 養護老人ホームはにしな寮(坂城町大字坂城8814番地10)
  - 勤務時間 【介護職員】1日8時間 【パート職員】1日3~4時間 【事務職員】午前8時45分~午後5時30分
  - 賃金 【介護職員】月額154,500円 【パート職員】時給1,210円 【事務職員】月額143,700円
  - 手当等  
【介護職員】賞与・昇給、通勤手当・夜勤手当・資格手当等、有給休暇、社会保険・制服貸与あり  
【パート職員】通勤手当、賞与、制服貸与あり  
【事務職員】賞与・昇給、通勤手当、有給休暇、社会保険あり
- \*詳しくは下記までお問い合わせください。  
 ◎申込・問い合わせ先 長野広域連合養護老人ホームはにしな寮 庶務係 ☎0268-82-2236



### 「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050  
坂城町役場企画政策課 ☎0268-82-3111  
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307  
■印刷 滝沢印刷合同会社

### さかきまち すメール

— 配信情報 —

- 災害・防災情報
- 町からのお知らせ
- 安心・安全情報
- 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp

